

福岡県地域司法計画（第1次）

2002.11.5 福岡県弁護士会

はじめに	・・・・・・・・	1 P
I 弁護士会の活動	・・・・・・・・	2 P
II これからの弁護士・弁護士会活動	・・・	6 P
III 福岡県における弁護士過疎克服計画	・・	9 P
IV 裁判所・検察庁改革	・・・・・・・・	14 P
まとめ	・・・・・・・・	16 P

別表

弁護士過疎克服計画（九州・沖縄全県）

福岡地家裁裁判官人数表（増員目標数）

福岡県内の地方裁判所の裁判官・職員・事件数（A表）

福岡県内の簡易裁判所の裁判官・職員・事件数（B表）

福岡県内の家庭裁判所の裁判官・職員・事件数（C表）

福岡県内の検察庁の検察官・職員・事件数（D表）

はじめに

今、司法改革に向けて一連の法改正立案作業が急ピッチで進められている。その基本的志向は、利用者の視点に立った現行制度の徹底的な検証を通じて利用しやすい司法制度の実現である。

そのために、法科大学院制度創設による法曹養成、わけても法曹人口の飛躍的増加方策が企画されている。思うに、ロスト10年の言葉に象徴されるこの間の我が国の制度疲労による経済的行き詰まりに対して、抜本的な社会構造そのものの見直し、行政諸規制の緩和方策によって乗り越えようとする試みが続けられている。

そういう、いわば経済的力関係優先、自由競争奨励の諸施策が推進される中で、中小企業、個人の破産件数が年々激増し、リストラなどに伴う個別的労働紛争の増加や中高年の自殺の増加など、人々の穏やかな生活の維持の観点から、見逃すことができない不幸な事態が発生している。また、官庁や企業におけるコンプライアンスの確立も急がれる。

われわれは、そのような社会であるからこそ、弁護士使命である「人権擁護と社会正義の実現」を具現するために、一層強く社会的弱者の権利擁護活動を行い、市民と企業の法的ニーズを満たし、「法の支配」を広めたいと思う。社会の各界、各層のあらゆる自治体、団体及び市民と協力協議して、社会の病理現象をただし、憲法秩序の浸透をはかり、豊かで健やかな社会の発展に寄与したいと思う。

そのために、福岡県弁護士会が、これから県全域にわたりどのようなリーガルサービス活動を展開し、また裁判所をはじめとする司法改革運動を進めていくかについて、地域司法計画を策定する必要がある。

I 弁護士会の活動

地域司法計画を考えると、福岡県弁護士会は県内の各地域或いは県民各層に対してどんな活動をしてきたかを振り返り検討してみることが大切である。

1 法律相談センター活動－県内各地域への進出－

当会は、昭和60年に初めて会館外の法律相談所を設置した。以来、福岡本庁地域では4500人に1人の割合で弁護士がいるのに対し、北九州地区では1万3000人に1人、筑後地区では2万3000人に1人、筑豊地区では実に48万人に1人という極端な県内の弁護士偏在・過疎を解消すべく、県内各所に相談センターを設置してきた。

現在は、15ヶ所に設置済みである。

赤字の地区のセンター活動も全体で補って存続させている。

また、筑豊地区では、町村会と契約して、町村会や自治体が年間一定量の業務委託料を支払う代わりに自治体の紹介状を持参した住民には無料の相談に応じる「宮田町方式」を考案して実践している。

現在、23自治体のうち20自治体で契約済みで、相談件数は、それまでの800件台から、近年は1800件にまで激増している。

これらの活動は、弁護士会の各部会の自発的・主体的な活動で展開されていることが重要である。このような各部会の積極的な地域活動に伴う活性化を反映して、北九州地区では会員が100名を超え、久留米地区でも会員50名を突破した。

そして、このような弱点を全体でカバーする活動方式が全国のリーガルサービス活動の展開に大きな影響を与え、日弁連と地元弁護士会共催の法律相談センターである石見法律相談センターや対馬の九弁連法律弁護士センターなどの設置につながっていった。

2 当番弁護士運動－被疑者弁護への進出－

当会は、平成3年、全国に先駆けて当番弁護士活動を開始した。この活動

は、数年を経ずして全国に広がり、平成4年には全ての単位会で実施されるに至った。

当番弁護士の出動件数も、平成3年では年間132件であったのが、平成13年には約18倍の2367件に増加した。

この運動は、わけても起訴前の弁護活動の充実を通じて刑事裁判の活性化に画期的な展望を開いたが、単に刑事手続きだけに限らず、弁護士が警察署あるいは拘留所といった被疑者のもとに迅速に出掛ける運動、いわば需要者のもとへの積極的進出という優れて実践的な方法論を展開した意味でも極めて革命的な成果をあげたと言える。

同時にこの運動は、出動要請をどのように迅速に会員に配点して所期の目的を達成するかということ、会員総出で工夫していった過程でもあり、そのことが、弁護士会内の議論を実践論へ発展させた。

このような実践的な発想は、以下の諸活動においても活かされ、効果を発揮した。

3 精神保健相談－精神医療領域への進出－

平成5年7月1日、福岡県弁護士会は我が国で初めて精神障害者に対する法律援助制度が発足させた。精神病院に入院している患者は、いつでも処遇改善や退院を求めて救済申し出ができる。精神保健当番弁護士は施設に向いて面談相談を行い、精神医療審査会に対する審査請求代理人活動等、必要な援助活動を行う。

施設に収容されている精神障害者の弁護士へのアクセス権を国連総会が宣言したのは平成3年12月である。同宣言は、精神病者は可能な限り地域において生活し働く権利を有すること、精神医療における患者の自己決定権等を確認している。

我が国の精神病院入院患者は約33万人（世界最大級）、半数が24時間施錠の閉鎖病棟に入れられ、強制的処遇を受けており、強制措置に関する事前の司法審査もない。

精神医療審査会は、現行精神保健福祉法（平成11年改正）が定める事後

的な権利保障機関であり、それを生かす鍵を精神保健当番弁護士が担っている。制度発足以来、毎年100件を超える出動がある。平成11年度厚生科学研究として報告書を提出し、東京、大阪、名古屋、京都、岡山、広島など実施単位会も拡大しつつある。

4 福祉の当番弁護士－社会福祉領域への進出－

平成12年（2000年）4月に、介護保険制度が導入されるに伴ない、高齢者障害者支援センター「あいゆう」を開設した。

さらには、同年9月から「あいゆう」の活動の一環として「福祉の当番弁護士」制度を開始した。

これは、社会福祉協議会の相談員や民生委員などの行政・医療・福祉施設などで高齢者・障害者の相談を担当している方々が、利用者の権利擁護の為に、電話やF a xで相談を申し込めば、原則として24時間以内にその日の当番弁護士が申込者に連絡をとり、相談に無料で対応するシステムである。

この制度は、福岡県や各市の社会福祉協議会から大いに歓迎され、福岡県弁護士会の信頼を高める結果となり、弁護士会と各社協や他の関係機関との連携を飛躍的に強化した。

この制度は、現在九弁連各単位会に広まりつつあり、さらには全国への広がりが期待されている。

5 犯罪被害者相談制度－被害者の権利救済への進出－

平成12年にスタートした犯罪被害者支援センターも福岡ならではの内容になっている。

すなわち、弁護士会の関与する被害者支援センターでは法的なサポートに専念し、被害者の精神的なケアについては専門家である医師やカウンセラーらで構成する福岡県犯罪被害者支援センターの支援と連携して、2つの機関が協力し合って犯罪被害者の支援をするというシステムである。

同時に、被害者支援のための基金を設立し、財政的裏付けを築き上げる努力をしている。

この財政的裏付けは、単に、当会の犯罪被害者支援のための援助金のみではなく、NPOの福岡県犯罪被害者支援センターの財政的援助をも意図しているものである。

また、修復的司法の一環として、加害者と被害者の対話を試みる仲裁制度の活用や、民間の犯罪被害者支援のネットワークの構築を目指し、その中心を福岡県犯罪被害者支援センターにおき、当会と警察が共に支援センターを支えていく方向性を三者で確認している。

当会と警察と民間支援センターの役割分担と連携を意図して、今後とも三者の連携を図ることを企図している。

6 少年全件付添活動－少年保護領域への進出－

平成13年2月、当会は、全国において初めて、「全件付添人制度（後に、「当番付添人制度」と改称）を導入した。これは、観護措置（身柄拘束）を受けた少年で、かつ、付添人を希望する少年全員に弁護士付添人を選任するという制度だが、福岡県全体で50パーセント、福岡部会にあっては70パーセント近い少年に付添人が選任されるというめざましい成果をあげている。

この数字は、毎年全国で観護措置を受ける少年が2万人いるにもかかわらず、付添人選任数が3000件程度にすぎないことからしても、飛び抜けた選任率であることが分かる。

当会のかかる試みは、NHK総合テレビ「クローズアップ現代」などマスコミでも大きく取り上げられ、市民の共感を得るに至っている。

そして、鹿児島、和歌山などの弁護士会において一部導入されるなど全国の弁護士会にも広がりを見せるとともに、司法制度改革の議論において、国選付添人制度獲得を目指す運動の推進力にもなっている。

7 交通事故被害者サポートセンター

－交通事故被害者の権利救済への進出－

交通事故の被害者に対する損害賠償の交渉業務は、示談代行付き保険の普及によって、損害保険会社によって行われることが一般的になり、弁護士の

もとに相談が寄せられることが少ない実状にある。

こうして損害保険会社主導で行われる示談交渉においては、被害者の権利が十分に救済されているか疑問である。弁護士が関与しない被害者本人や遺族相手の交渉の場合には、損害保険会社は本来適用すべき賠償基準である「裁判基準」を用いずに、これよりも数段低い基準のいわゆる「損保基準」を適用して示談を迫っているからである。

このような問題意識から、交通事故被害者サポートセンターを設立し、毎日、電話による無料法律相談を受け付けている。その後の継続相談も1回は無料というシステムで交通事故被害者の権利保護を図っている。

この運動は、近時、表面化した、高次脳機能障害を負った被害者の団体との連繋など、熱心な活動を続けており、この問題に関する弁護士会の活動のあり方として、全国に一つの指針を提供している。

8 裁判の活性化について－民事裁判の福岡方式－

当番弁護士運動は、当然に刑事裁判の手続を活性化させた。刑事事件における否認率の高さ、無罪率の高さがその現れである。

同時に、民事裁判の運用においても、全国に先駆け、福岡方式を展開し、審理の充実を図りながら審理期間の短縮を実現するという画期的な成果をあげている。

平成2年、裁判所の訴状受理段階における事情届の提出要請を受けて設置された裁判所と弁護士会で構成される民訴手続協議会は、期日間の準備手続の励行や判決の早期言渡し等、重要な項目についてそれぞれに合意を重ね、且つ、直ちに実践してきた。その結果、民事訴訟法の改正に先立って新民訴の精神を殆ど取り込み実施するという、全国でも希有の成果をあげた。とりわけ、裁判所と弁護士会が相協力して民事裁判の改革に成功したことは、極めて意義深い。

II これからの弁護士・弁護士会活動

1 このように見てくると、我が会は既に十数年に亘って地域司法の充実に向けた諸活動を意識的に展開してきたことが分かる。従って、これから策定する地域司法計画も、これまでの活動と同様に、実践的な発想をもとに、地域に根ざした、地域と市民が求めるサービスを満たすための諸活動を更に広く強力に展開していくことが中心である。

そして、これらの諸活動を展開するうえで、とりわけ弁護士会が、会員の一定の良好な質を確保し多数の人材を養成する研修施設を開設し、地域における弁護士過疎の積極的是正策を確立することが急務である。

2 当会を含む九州弁護士会連合会に「研修センター」(仮称)を開設する。

この「研修センター」(仮称)は

- ① ロールームの実施及び法科大学院への実務家教官の供給源
- ② 裁判所への弁護士任官の供給源、判事補の他職経験の受入口
- ③ 弁護士過疎地域への弁護士定着の供給源
- ④ 弁護士研修のシンクタンク
- ⑤ 都市型公設事務所

の機能を果たす。

この施設は、福岡県だけに限らず、広く九州全域(沖縄を含む。以下同じ)を対象とする。

すなわち、

- ① 九州全域の法科大学院のために弁護士会がロールームを設置運営するとともに九州全域の法科大学院に九州各地の弁護士会から実務家教官を送り出すことができるシステム
- ② 福岡高等裁判所管内の九州全域の裁判所(本庁・支部を含む)に九州各地の弁護士会から弁護士任官(弁護士から裁判官になること)をすることができるシステム、及び判事補の他職経験者の受入口を提供することができるシステム
- ③ 九州全域の弁護士過疎地域において、公設事務所又は個人事務所として法律事務所を開業することができるシステム
- ④ 恒常的かつ系統的な九州各地の弁護士に対する研修を行なうことができ、それがまた九州全域における法科大学院の実務家教員と弁護士

任官者の供給を準備し、促進することができるシステム

⑤ 公的弁護（付添人）制度や特殊・専門分野の需要に応える都市型公設事務所のシステム

を創設し、研究する。「研修センター」は豊かな能力を持った人材を確保する「人材プール」の役割を果たす。

これらの創設及び研究を必要とする理由は次のとおりである。

① 法科大学院

2004年から法科大学院がスタートするが、その教官の中には法律実務家が一定の割合で確保されなければならない。

そこで、九弁連でロールームを設置運営して法科大学院のための実務教科講座を開設するとともに、現在、法科大学院開設に向けて準備が進められている福岡、熊本、鹿児島及び沖縄において、法科大学院が設立され、適正に運用されていくために、九州の弁護士会から実務家教員を確保することができるよう努める。

② 弁護士任官

一定の実務経験を経た弁護士の中から裁判官を選任するという「法曹一元」の制度は、初めから裁判官であるキャリア裁判官制度と比べて、当事者の目線でものを見ることができ、社会常識を反映させることができるという点で優れている。

司法制度改革審議会の意見書（2001.6.13）では、「法曹一元」制度そのものは採用しなかったものの、弁護士が裁判官に任官する「弁護士任官」の制度を進めることを提言している。もし質量ともに充実した弁護士任官を継続して実現することができるならば、実質的に「法曹一元」に近づくこととなる。

そこで、弁護士任官に取り組み、九州全域の弁護士会から、九州全域の裁判所に裁判官を供給することを目指す。特に、裁判所の支部における弁護士任官を進める。

あわせて、意見書が提案した「判事補の多職経験」を受け入れる態勢を作り上げる。

③ 弁護士過疎地域への弁護士定着

九弁連は早くから「弁護士偏在」を指摘し、その克服のための提言をしてきた。それは九州全域において弁護士過疎問題が深刻であるというだけでなく、「当番弁護士」の普及に努めていく過程で、弁護士過疎地における被疑者段階の弁護活動を進めることの必要性を痛感したからである。

今日、弁護士過疎地の多くに法律相談センターや「日弁連ひまわり基金」を使った公設事務所を作っているが、まだまだ弁護士過疎地は深刻である。弁護士会としてその克服に努める。

④ 弁護士研修

弁護士の生涯研修のためには、弁護士各自の研修にまかせるだけでなく、弁護士会が研修システムを常時整備しておく必要がある。法科大学院の教官、弁護士任官の確保、弁護士過疎地域の解消のためにも、弁護士に対する研修が積み重ねられることが大切だからである。

⑤ 都市型公設事務所

事件数が多い都市部での公的弁護、付添人制度を完全に担うため、また、医療や建築、消費者などの専門的分野や法律事務所にとっては採算が取れない小額事件等の解決の需要に応えることが近時強く求められているからである。

研修施設を創設するには財政的な措置が必要となるが、それは福岡県弁護士会のリーガルサービス基金の中から一定に支出を行うほか、会員が等しく負担し、さらに、法科大学院や自治体等の団体、公設事務所の運営者となる弁護士が負担するなど、適正なシステムで立ち上げる。「研修センター」は、九州弁護士会連合会にその基礎を置き、当会がそのサポートをする。

Ⅲ 福岡県における弁護士過疎克服計画

1 地域に根ざした司法という観点から、福岡県弁護士会が、法律相談セン

ターを県内各地域に展開させて来たことは、これまで述べて来たとおりで
ある。しかし、事件の相談を受けるばかりでなく、これを受任し処理して
こそ、本当の意味で市民に司法サービスを提供したと言えるのは言うまで
もない。

別表にも明らかなとおり、弁護士の地域における偏在の実態は深刻であ
る。福岡県弁護士会が十数年にわたって展開して来た地域司法の充実に向
けた諸活動をさらに発展させるためにも、弁護士過疎地域の克服について
の弁護士会内の議論を実践論へ脱皮させる必要がある。

そこで、ひとつの試案として以下の計画を提唱する。

2 弁護士過疎地域の克服計画の基準

次項で述べる弁護士過疎克服計画は、次の基準によって組み立てられて
いる。

- ① 裁判所支部の所在地に弁護士がいるかどうかを第1次的基準として、
支部所在地には最低3名の弁護士が常駐することを基準とする。
- ② 裁判所支部がなくても、人口の多い都市には、弁護士が常駐すること
とし、この場合の弁護士の常駐は2名を基準にする。但し、人口は多い
が都市が密集しており、それらの都市が衛星都市と考えられる時には修
正をし、中心となる都市が抱える人口に対して弁護士が足りているかど
うかを基準にする。なお、人口に対する常駐弁護士の数は下記のとおり
である。

記

(人 口)	(弁 護 士)
① 10万人未満	2～5名
② 10万人以上 20万人未満	5～7名
③ 20万人以上 30万人未満	7～15名
④ 30万人以上の都市と支部に合議体のあるところ	1万人に対して1名
⑤ 島部	1～2名

(但し、合議体のあるところは5名を配置する)

- ③ 人口の多い都市がなくても、広い地域を管轄するところでは、その中

で交通手段（自動車を念頭におく）から見て、移動が容易なところに弁護士を配置するようにする。

- ④ 人口の多い都市がなくても、島部については、弁護士が常駐するようにする。
- ⑤ 計画は第1次を3ヶ年、第2次を3ヶ年、第3次を2ヶ年の3期に分け、第1次と第2次で主要な非常駐状態を解消し、第3次で補正するという形式を採る。第1次は支部があるが、弁護士が2名未満のものをなくするための措置、第2次は②項の基準に照らして必要な弁護士数を満たすための措置、第3次は⑥、⑦項の目標を達成するための措置である。
(別表において1次は四角で囲み、2次はアンダーライン、3次は都市部不足弁護士欄にゴシックで表示している。また、別表は参考までに九州全体について計画を立てている)
- ⑥ 本庁、支部所在地でも、含まれる地域の人口から考えて不足すると思われるところは、増員計画に組み入れている。この場合の基準は人口7000人に弁護士1名という設定をしている(福岡地裁本庁が人口150万人に対して弁護士が435名であり、弁護士1人が担当する人口は3448人となることから、その半分を目標とするという意味で、人口7000人に対して、弁護士1名という数字を算出している)。
- ⑦ 含まれる地域の人口から考えて、弁護士が不足する地域として次の地域があり、修正が必要である(人口比が3万/名を越えるところをあげている)。この修正は、一つの都市に対して2名常駐しているところに3～4名が常駐すれば解決する。

宗像、直方、柳川、八女、行橋、田川の各地域

3 福岡県における弁護士過疎克服計画の内容

① 弁護士数の面からの計画(合計数59名)

(1) 平成15年4月～18年3月

支部所在地に3名の弁護士を配置するために必要な弁護士数

合計10名

(内訳) 柳川支部 4名 田川支部 2名

八女支部 4名

(2) 平成15年4月～21年3月

支部所在地ではないが、人口の多い都市及び地域に弁護士を配置するのに必要な弁護士数合計12名（主観を入れないため、単純に行政区画としての市又は町村を基準にして必要数を算出した。しかし、産業構造の変化等に伴う人口移動により、下記の山田市の2名を始めとして実態を反映していないとも思われる。従って、行政区画を超えた地域の中で考える必要もある。例えば、山田市は、いわゆる飯塚支部に必要な弁護士数に解消するのが実際的であろう）

(内訳) 古賀市	2名	甘木市	2名
前原市	2名	山田市	2名
宗像市	2名	豊前市	2名

(3) 平成21年4月～23年3月

都市自体の持つ役割又はその都市が抱える周辺地域から見て、弁護士1名が抱える人口が基準を満たさないため修正が必要な弁護士数合計37名

(内訳) 北九州市	20名	飯塚市	17名
-----------	-----	-----	-----

② 以上の計画について、次の体制で増員を図る。

(1) 現在存在する筑豊支援連絡会議のような、過疎克服支援連絡会議を作り、これを次の4つの部会に分ける。過疎克服支援連絡会議の第1次的目標は過疎地に法律事務所を設立することであり、目標数の弁護士を派遣出来ない場合は、暫定的に傘下の直接支援事務所が非常駐の従たる事務所を設置することで対応する。

① 筑豊支援連絡会議	克服すべき目標	23名
② 筑後支援連絡会議	克服すべき目標	8名
③ 福岡市周辺支援連絡会議	克服すべき目標	8名
④ 北九州支援連絡会議	克服すべき目標	20名

合計数 59名

(2) 上記の目標達成のために、支援連絡会議に参加した法律事務所を、直接支援事務所と間接支援事務所に分ける。

(7) 直接支援事務所は、2年ないし4年に1人の過疎地派遣弁護士を派遣する。これらの派遣弁護士は、過疎地域に常駐するか、3年経過後に直接支援事務所に戻ることを選択できるような制度にする。派遣弁護士の任期が満了する時は、その受入先の直接支援事務所は、次に派遣する弁護士を確保する努力をする。

(1) 間接支援事務所の役割

- ① 支援連絡会議の要請に応じて財政的支援をする（弁護士会が募集管理する基金とは別のもの）。
- ② 直接支援事務所が新人弁護士に対して行う研修を手伝う。
- ③ 過疎地に派遣された弁護士の求めに応じ、法律問題についてのアドバイスや困難な事件の共同受任に応じる等、派遣弁護士の活動をバックアップする。

(3) 直接支援事務所は、8ヶ年計画の中で各事務所が立てた目標に従い、それぞれ2～4名の弁護士を1ヶ所若しくは複数の地域に派遣するとともに、派遣弁護士が戻ることを希望する場合の受入先になる。

③ 福岡県弁護士会の今後の役割

- (1) 東京や大阪の弁護士会と交渉して、東京・大阪の弁護士の九州への受け入れ窓口となる。
- (2) 司法修習生と交渉して、過疎地を目指す司法修習生の受け入れ窓口となる。
- (3) 福岡の地域間における調整を行う。
- (4) 派遣弁護士の任期満了に伴い、弁護士が不在となる時に新旧弁護士の調整を行う。

4 九州における弁護士過疎克服計画との関係

福岡県弁護士会は上記の弁護士過疎克服計画により、自ら弁護士過疎克服を目指す他、九弁連の一員として、九弁連管内における弁護士過疎克服を提唱し、各県の求めに応じて、これを支援する役割を果たす（参考までに、一項の基準に従って各県における克服目標のシミュレーションを添付している）。

IV 裁判所・検察庁改革

1 裁判所は、市民間の争い等を裁く最後の拠り所であり、また検察庁は、公益の代表者として社会正義を実現する担い手である。市民、より具体的には地域市民の信頼の上にこれら権力が行使されねばならないことは当然のはずであるが、現実には市民の感覚から遊離してきたと言わざるを得ない。もちろん、個人としてみれば優れた裁判官・検察官がいることは事実であるが、個人の資質・能力の問題としてではなく、司法システムとして確立していなければならない。

2 現在の司法改革で進められようとしているものは、裁判所改革では、

- ①国民の司法参加を図るための裁判員制度の導入
- ②裁判官の給源の多様性、任命・人事における透明性の確保
- ③特例判事補の段階的廃止、判事補の他職経験
- ④弁護士任官の推進
- ⑤裁判所運営に関する国民参加

などである。また検察庁についても、検察審査会制度の改革等が検討されている。

3 改革は、質だけではなく量の面からも進めねばならない。量の問題すなわち裁判官・検察官の数の不足は弁護士過疎以上に深刻な状況にある。

人員の不足・偏りによる業務の過重は、絞切り型処理の弊を招き、紛争の実態に即した解決から遠ざかる。規制緩和方策と自由競争奨励の諸施策が推進される中で、社会的弱者の権利を擁護し、「法の支配」を徹底するためには裁判官・検察官の量的充実が不可欠である。

福岡県内の地・家裁裁判官の人数(平成 14 年度)は別表「福岡地家裁裁判官人数表(増員目標数)」のとおりであって、総現員数は 85 名である。日弁連が算定した裁判官の執務所要時間・年間処理可能事件数に基づき、必要な裁判官増員数を当会にて試算したものが同表右「当会の意見」覧の人数である合計 203 名への増員であり、現員数比の 3 倍近くへの増員を図る必要がある。

また、福岡県内検察庁の検事・副検事の人数は別表（D表）のとおりであって、検事45名・副検事39名である。6つの地検支部では検事不在であり、本庁・小倉支部においても検事不足を副検事によって補っているのが実情である。これを本来の姿に戻すと共に今後の刑事司法改革にも対応していくためには、大幅に増員する必要がある。

4 さらに、地域に根ざした地域密着司法を考えると、次の点を指摘したい。

① 裁判所は地域司法の要であり、全ての地裁支部の本庁化が検討されるべきである。

地裁支部の権限・取扱事件は、本庁に比すると限られたものとなっているが、地域住民にとっては「支部」ではなくあくまでも「裁判所」である。身近にある裁判所で合議事件・行政事件も行われるべきであるし、それによってはじめて司法が地域に根づくといえよう。また、司法制度改革審議会意見書においても、裁判所の休日・夜間サービスの導入を積極的に検討すべきとされているが、これも全国一律である必要はないのであって、地域の実情に応じた運用が実施されるべきである。裁判所へのアクセスを向上させる方策についても同様である。そのためには支部に本庁と同一の機能を付与し、その地域住民に対し必要十分な法的サービスの提供を行なうとともに、支部において地域住民に対し提供するサービスの種類内容を決定できる機能を付与すべきである。

なお、北九州市は100万都市であるが、裁判所は福岡地方裁判所小倉「支部」でしかない。現在本庁昇格運動が具体的に展開されている。

② 現在の裁判官は3年で異動し、それも広範囲な異動である。しかし、これでは地域の実情を理解し得たときには異動となり、裁判所としての蓄積がない。地域に根ざした裁判官が求められる。その役割を担う弁護士任官を積極的に進め、とりわけ九州の支部裁判官は九州の弁護士が支えている、と言われるくらいまで拡充すべきである。

まとめ

平成12年6月17日に行われた審議会の福岡公聴会で、佐藤幸治会長は「昨日、裁判所、検察庁、弁護士会の皆さんにお会いしていろいろお話ししました。ここ福岡を中心とする九州におきましては、民事裁判について早くから裁判所、弁護士会などが真剣に取り組まれて福岡方式というものを編み出され、あるいは当番弁護士制度などについて先駆的な取り組みをなさった。この福岡を中心に、九州に独自の法文化圏というものがあるのではないかと、いう印象を非常に強くしたところであります。」と述べた。

ここでいう「九州独自の法文化」という表現は、いかえれば、中央集権的ではなく、福岡方式を編み出すことを可能とするような地域に根ざした裁判所と弁護士会との間の真摯な取り組みに対する積極評価であり、また、法律相談、当番弁護士、少年事件付添などに真剣に取り組んでいる弁護士会に対する積極評価でもある。

そこでわれわれは、今後も、そのような意味における「九州独自の法文化」を追求し、さらに充実・発展させることとする。

九州の裁判所では、裁判官の数が地域に密着した司法にふさわしいほど十分な数ではなく、地方裁判所本庁及び同支部、家庭裁判所本庁及び同支部、並びに簡易裁判所における裁判官不足は深刻である。

そこで、九州各地の地方裁判所、家庭裁判所の裁判官の数を、いまの裁判官数の3倍近くへ大幅増員すべきである。

そのうえで、われわれは、そのような大幅な裁判官増員を裁判所まかせにすることなく、また裁判所の中に多様な見方や価値観を導入するため、社会に身近なところにいる弁護士が裁判官となっていく制度（弁護士任官制度）を推し進める。

特に支部においては、少なくとも各裁判所支部の裁判官数を2名～3名に増員することの必要性を痛感し、その増員分のうち相当な部分は九州の弁護士が弁護士任官制度を推し進めることによって担うべきことを自覚する。

われわれは、今後もさらに市民に対するリーガルサービス活動を強めるこ

とし、九州・福岡の地域において、市民の法的ニーズに応え、「法の支配」を広め、市民生活の安定に寄与することに努める。

また、われわれは、市民が必要とするだけの弁護士が市民の身近に存在することをめざすとともに、特に弁護士過疎地域を解消することを意識的に追求する。

そのため、福岡県における弁護士過疎克服計画を定める。

われわれが長年求めてきた公費による被疑者弁護制度は、すぐ手が届くところまできている。公費による少年付添制度もまた同じく実現させなければならぬ。われわれは、遺憾なくその実を挙げることができるよう態勢を整えることを急ぐ。

われわれは、弁護士任官、法科大学院、弁護士過疎の解消及び弁護士研修のために、「弁護士研修センター」を設立するとともに、弁護士任官、法科大学院及び弁護士過疎地域に派遣する人材を確保する。

われわれは、司法改革の究極の目的が、市民が主権者・利用者として容易に司法にアクセスすることができ、多様なニーズに応じて充実、迅速かつ実効的な司法救済を受けられるようになることにあることを自覚し、地域に密着した司法、市民に分かりやすい司法、市民に開かれた司法、大きな司法をめざすものである。